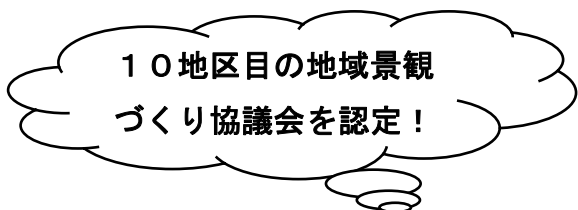


(広報資料)



平成29年5月24日
京都市都市計画局

〔担当：都市景観部景観政策課〕
電話：222-3397

「地域景観づくり協議会」認定式の開催について ～「祇園新橋景観づくり協議会」を認定します！！～

京都市では、地域の方々と建築主とが意見交換をしながら、地域に相応しいより良い景観づくりを実現していくことを目的として、地域景観づくり協議会制度（別紙1参照）を、平成23年4月から実施しています。

この度、平成29年5月26日（金）付けで、「祇園新橋景観づくり協議会」（別紙2参照）を「地域景観づくり協議会」として認定し、下記のとおり認定式を開催しますので、お知らせします。

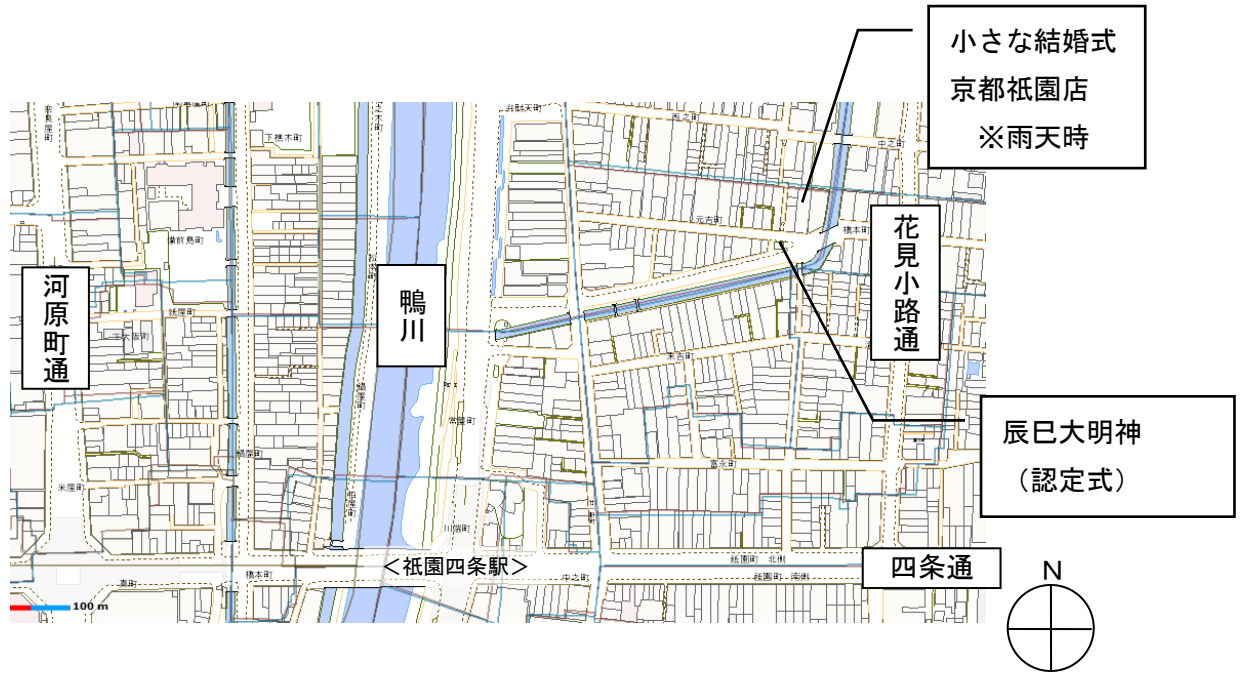
なお、「祇園新橋景観づくり協議会」では、「地域景観づくり計画書」の策定に取り組みされており、当該計画書の認定（平成29年度内を予定）後は、当該地域で建築等に伴う景観に関する届出等をする前に、協議会との意見交換が必要となります。

記

日時	平成29年5月26日（金）午後5時～午後5時15分
場所	辰巳大明神前（東山区新橋通大和大路東入る）＜別図参照＞ （雨天時は、東山区元吉町60の「小さな結婚式京都祇園店」で開催 します。）
式次第	開会 京都市長挨拶 認定証授与 地域代表者挨拶 記念撮影 閉会

※ なお、本市主催の認定式終了後、祇園新橋景観づくり協議会主催の鏡びらきが実施される予定です。

<別図>



京阪電車「祇園四条」下車徒歩5分

地域景観づくり協議会の制度概要

■制度の目的

地域景観づくり協議会は、地域の方々が想いや方向性を共有し、更には、新たにその地域で建築等をしようとされる方々と一緒になって地域の景観づくりを進めていくことを目的とした制度です。

■制度の仕組み

京都市市街地景観整備条例に基づき、地域の景観づくりに主体的に取り組む組織を、「**地域景観づくり協議会**」として市長が認定します。また、協議会の活動区域の景観の保全・創出のための方針をまとめた計画書を「**地域景観づくり計画書**」として市長が認定します。

計画書に定めた「**地域景観づくり協議地区**」において建築等をしようとする事業者等は、景観関係の手続（美観地区での認定、屋外広告物条例の許可等）に先立ち、建築等の計画内容について、**協議会と意見交換を実施**していただきます。

「地域景観づくり協議地区」における手続きの流れ

step 1



建築物、工作物の新築、改築等、看板の設置、変更等の計画

○ 各協議会の連絡先等

連絡先は京都市景観政策課へお問合せください。その後、建築主や建築士等から協議会に連絡していただき、意見交換の日時、場所等を調整していただきます。



step 2



地域景観づくり協議会と意見交換を実施

○ 意見交換内容の報告

意見交換の内容は、報告書としてまとめていただき、景観に関する手続きの際に、申請書等に添付して、京都市に報告していただきます。



step 3



景観に関する手続き
（美観地区での認定、屋外広告物条例の許可等）

■これまでに認定した「協議会」及び「計画書」

		「協議会」の認定	「計画書」の認定
1	修徳景観づくり協議会 (下京区)	平成24年6月1日	平成24年6月1日
2	先斗町まちづくり協議会 (中京区)	平成24年6月1日	平成24年6月1日
3	西之町まちづくり協議会 (東山区)	平成24年7月17日	平成25年1月10日
4	一念坂・二寧坂 古都に燃える会 (東山区)	平成25年2月1日	平成25年4月15日
5	桂坂景観まちづくり協議会 (西京区)	平成25年2月1日	平成25年5月31日
6	姉小路界限まちづくり協議会 (中京区)	平成26年5月8日	平成27年3月31日
7	明倫自治連合会 (中京区)	平成26年6月16日	平成27年6月1日
8	仁和寺門前まちづくり協議会 (右京区)	平成28年4月28日	平成28年7月7日
9	京の三条まちづくり協議会 (中京区)	平成28年11月16日	作成中

祇園新橋景観づくり協議会について

1 名称

祇園新橋景観づくり協議会

2 代表者

奥田 朋子（料理旅館 白梅）

3 活動目的

景観に関わる建築行為等についての事前協議活動や催事等に係る活動等，地域的な共同活動を行うことにより，地域の景観づくりを進めること。

4 地域概要

祇園は，祇園社をはじめとする鴨東の社寺や鴨川に接して開け，中世以来，庶民文化や芸能を育ててきました。祇園新橋は，江戸時代に茶屋町として開発され，江戸末期から明治にかけて芝居，芸能と結びついてますます繁栄し，今日に至っています。

洗練された町家が整然と建ち並び，美しい流れの白川や石畳，樹木などが一体となって優れた歴史的風致を形成しており，昭和51年に伝統的建造物群保存地区に指定されています。

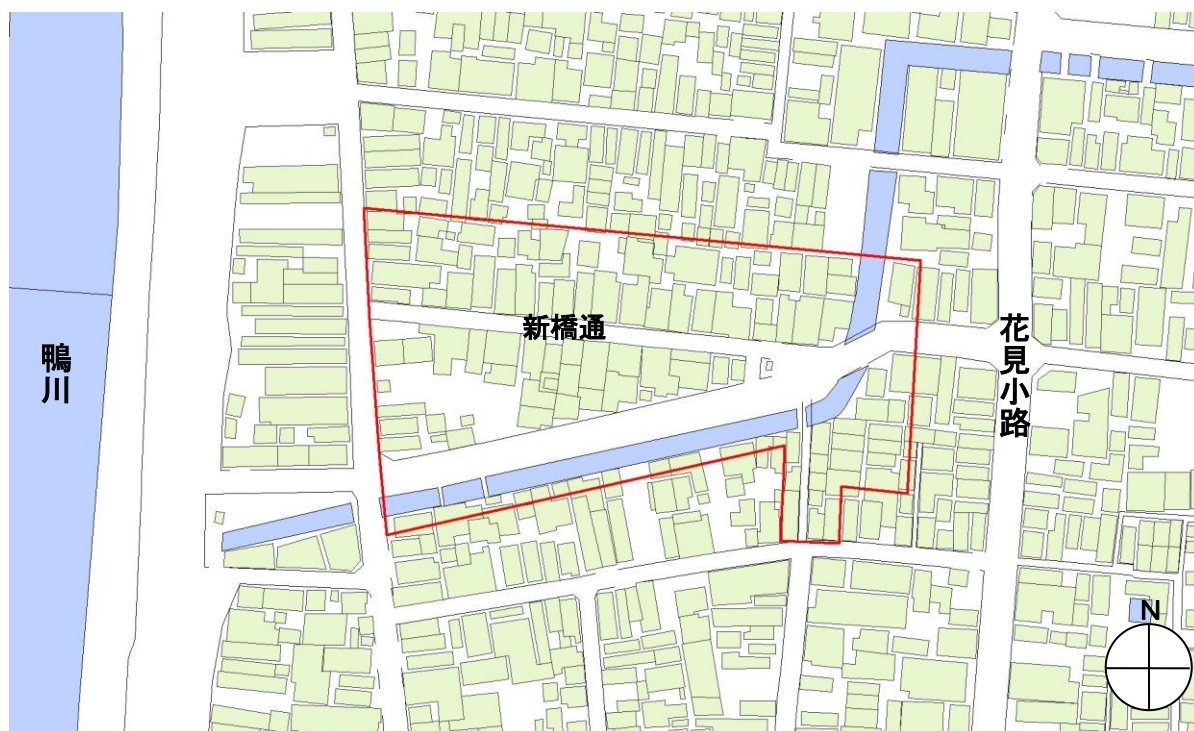
5 活動内容

情緒あふれる祇園新橋の風景は，世界の人々を魅了していますが，一方で，地域ではごみ問題や観光客のマナーの問題等，様々な課題が認識されてきました。

住民が減り，生業が変化するにつれ，地域のつながりも薄まりつつあるという状況のなか，時代の変化に対応しながら祇園新橋の文化と風情を受け継ぎ，より洗練させ未来に伝えていくため，地域の住民や事業者等により「祇園新橋景観づくり協議会」を設立されました。

今後，地域の景観づくりの方針を定める「地域景観づくり計画書」の策定や，地域における情報共有，対外的な広報活動等，地域の景観づくりに関する活動に取り組まれます。

7 活動区域図



※「祇園新橋伝統的建造物群保存地区」及び元吉町の範囲とする。